

令和5年（ウ）第1号 島根原発2号機運転差止仮処分申立事件

債権者 ██████████ 外3名

債務者 中国電力株式会社

準備書面（29）

- 主張書面6・第3（火山事象）に対する最小限度の反論 -

2024（令和6）年4月23日

広島高等裁判所 松江支部 御中

債権者ら代理人弁護士 妻 波 俊 一 郎

同 水 野 彰 子

ほか

1 2024（令和6）年2月19日の第4回審尋期日において、債務者代理人は、既に必要な疎明は尽くしたと述べ、2024（令和6）年3月29日までに、念のため補充すべき点があれば必要最小限に絞って書面を提出する、と述べていた。

債権者ら代理人から、とりわけ火山の点について、これまでも反論の機会があったにもかかわらず反論していない箇所が存在するが、そのような争点について最後にまとまった形で反論をされると、債権者らの反論の機会がなくなる旨指摘したところ、そのようなことはない、最小限度に絞って反論をすると繰り返した。

しかるに、2024（令和6）年3月29日に債務者から提出された主張書面

6は、語句注を除いても全体で75頁にわたる大部なものであり、火山に関しても、20頁を超える分量となっている。

とりわけ問題なのは、伊方原発に関する大分地判令和6年3月7日（以下、「大分地判」という。）を引用して主張を行っている点である（債務者主張書面6・48～49頁）。これは必要最小限の反論という範囲を超えるものであるから、本件の判断に当たって大分地裁の判断を参照すべきではない。

もっとも、大分地判は、事業者の主張する科学的に不確かな事実を、あたかも正確な事実であるかのように誤認し、科学の不確かさを正しく捉えず、保守的な評価を放棄しているばかりか、むしろ科学的に誤った判断を行っているものであるから、その意味でもむしろ他山の石とみるべきものである。

以下、大分地判の不当性について、ごく簡潔に述べる。

2 大分地裁は、「全体として、メルト及びマッシュ状のマグマを含む領域を把握すること自体は可能であると認められるから…、地下浅部における大規模な珪長質マグマ溜まりの有無を把握することは可能であると認められる」と判断しており、債務者は、これを引用して、全体として、マッシュ状のものを含むマグマ溜まりの把握が可能である旨主張している。

まず念頭に置かれるべきことは、大分地裁の判断は、他地裁で行われた町田洋氏、巽好幸氏など専門家証人の証言を踏まえた判断ではないという点である。

大分地裁においてどのような証拠が提出されたかは定かではないが、口頭弁論終結日（2023（令和5）年6月15日）との関係に照らして、本件でも提出した広島地裁における巽好幸氏の証人尋問（甲179）、松山地裁における町田洋氏、巽好幸氏の証人尋問（それぞれ甲175、甲202）の結果が証拠として提出されていないことがうかがえる。したがって、大分地判はこれら専門家証人の証言を踏まえていないといえる。

尋問において、地質・火山学等の分野におけるノーベル賞ともいわれるボーエ

ン賞を受賞した経験もあるマグマ学の権威である巽好幸氏は、①そもそも現在の日本では稠密な観測が行われておらず、マッシュ状か否かにかかわらず、イエローストーンのようにマグマ溜まりのおおよその形状が分かるということもあり得ないこと、さらには、現時点で、マグマ溜まりの位置、形、大きさを正確にとらえた例は世界的に見てもないこと（甲179・17～20頁、甲202・番号30～37）、②マグマがマッシュ状となった場合には、これを把握することは不可能であることを明確に証言している（甲179・20～24頁、甲202・47～64）。

このような専門家の証言を踏まえるならば、全体としてマッシュ状のものを含むマグマ溜まりの把握が可能という判断が、科学的に誤ったものであることは明白である。本件で、大分地裁と同様の判断を行うことは、これら証拠として提出された専門家の証言を無視することであり、許されない。

3 大分地裁は、「全体として、メルト及びマッシュ状のマグマを含む領域を把握すること自体は可能」という判断の科学的根拠として、地球物理学的手法によってマグマ溜まりが検出できるとされていること、現に、各種探査により検出されていることを挙げるようである（判決の333頁）。

しかし、その根拠として引用するもののうち、Dr.Brittain E.Hill氏の意見書については、「現在の地球物理学的手法…（略）…を用いれば、大規模な溶融した岩体の存在を容易に検出できる」というものであって（判決の314頁）、どの程度詳細な調査を行う必要があるかについては何も触れていないし、何よりも、これは溶融したメルト（マッシュ状ではない流動性の高いマグマ）が存在する場合について述べたものに過ぎない。

また、このほか、現に、各種探査によってマグマ溜まりが検出されている、という点については、論理的に誤った推論である。活動可能性が十分小さいというためには、地球物理学調査によって、マグマ溜まりが存在しないことを確認で

きなればならず、そのためには、何例かマグマ溜まりが確認できた、というだけでは足りず（それでも形や大きさは正確に把握できない）、マグマ溜まりがほぼ確実に把握できる、といえなければならない。しかし、大分地判が引用する知見も、そのようなことを述べたものでは全くないし、活動可能性が十分小さいというためには「マグマを含む領域を把握すること自体は可能」というだけでは足りず、「マグマ溜まりがほぼ確実に確認できること」が認定できなければならないのである（そうでなければ、深刻な災害が万が一にも起こらないとはいえない）。

大分地判は論理的推論を誤っているし、とりわけマグマ溜まりをほぼ確実に把握できるということの論拠にはなり得ない。

- 4 また、大分地裁は、「メルト及びマッシュ状のマグマを含む領域を把握すること自体は可能」と判断しつつ、マッシュ状のマグマ溜まりと周囲の母岩との区別が難しいことを認めている。マッシュ状のマグマ溜まりと周囲の母岩との区別が困難だとすれば、原理的に考えても、全体がマッシュ状であるマグマ溜まりの存在自体を把握できないことになるから、大分地裁は、マグマ溜まりのイメージとして、必ずメルトの部分が含まれることを前提としているとしか思われぬ。

しかし、巽好幸氏が証言するように、マグマ溜まり全体がマッシュ状ということもあり得るから（甲179・24頁、甲202・番号56～64）、これは科学的に誤った前提というほかない。

このような判断は、そもそも、多くの火山学者が、噴火の中長期的予測は困難と発言していることの具体的な意味内容を全く理解していないものといわざるを得ない。マグマ溜まりが把握できないことがあるからこそ、噴火の中長期的予測が困難なのである。申立書180～191頁記載のとおり、火山ガイドの策定に当たっては、専門家からヒアリングを行い、モニタリングによって前兆現象（測地学的な地面の隆起や火山性地震、噴気等）を把握できると誤解していたもの

の、火山噴火の予測には大きな不確実性が存在すること自体は認めていた。要するに、原子力規制委員会も、この時点ではマグマ溜まりの把握等によって噴火を予測することに大きな不確実性が存在することを認めていたのである。

「地下浅部における大規模な珪長質マグマ溜まりの有無を把握することは可能であると認められる」などというのは、こういった事実を誤認した判断というほかはない。

これ以上、司法が科学的に誤った判断を繰り返すことは絶対に許されない。

5 さらに、大分地判は、事故発生等の危険性を「事故等の起きる確率」と同視しており（判決の326頁）、「安全」の定義自体を誤っている。本件では繰り返し主張しているが、「安全」とは、「許容できない危険（リスク）がないこと」であり、単に「事故等の起きる確率」の問題ではない。司法判断の在り方については、準備書面（28）でも記載したので重複は避けるが、この点でも、大分地判は判断を誤っている。

6 このほか、逐一列举はしないが、大分地判には数々の不合理な判断がある。このような判断を参照することは絶対に許されない。

なお、大分地裁で問題となっていた阿蘇と、本件で問題となっている三瓶山とでは、マグマ溜まり等の観測体制に大きな開きがあることにも注意が必要である。阿蘇は、日本では最も観測体制が充実した火山の一つであるが（ただ、それでもイエローストーンなどと比較すれば十分ではない）、三瓶山はそのような火山ではない（気象庁の常時観測火山にも入っていない）。百歩譲って、阿蘇では十分な観測体制の下、マグマ溜まりの位置や前兆現象について、一定程度の把握が可能だとしても、三瓶山についても同様であるとは直ちにいえぬ。債務者が、十分な観測体制が整っていると主張するのであれば、その前提となる具体的事実の主張立証が不可欠であるが、債務者はそのような主張をしていない。十分

な観測体制が整っていると認定することは不可能である。

この点でも、大分地判を本件で安易に参照することは許されない。

7 最後に、これまでの繰り返しになるが、根本的で重要な問題なので指摘しておく。

(1) 本件において、債権者らが争点としているのはあくまでも火山ガイドの不合理性であり、具体的審査基準たる火山ガイドが不合理で安全を欠くものであれば、如何にこれに適合する判断がなされたとしても、原発が安全である、すなわち、社会として受忍できないようなリスクが存在しないとはいえず、債権者らの人格権を侵害する具体的危険ないし違法な侵害の可能性が認められる。

債務者の主張は、畢竟、火山ガイドが不合理だとしても人格権侵害の具体的危険はない、というものであり、火山ガイドの合理性についてはまともな主張立証がない。弁論主義の観点からも、本件において、裁判所が債務者の主張を補う形で、火山ガイドが合理的であるという判断を下すことはあってはならない。

(2) 原発の安全を確保するための許可制の趣旨に照らせば、火山ガイドが安全確保の観点から不合理である以上、いかにこれに適合する判断がされようとも、原発の安全が確保されたことにならない。したがって、火山ガイドが不合理である以上、人格権侵害の具体的危険（ないし違法な侵害のおそれ）が存在するものと解すべきである。

(3) 伊方原発に関する広島高裁平成29年12月13日決定（判時2357・2358号300頁）（甲61：同決定の抜粋）は、原発技術の特殊性や事故被害の特異性など原発が内在する危険の大きさを踏まえ、原子炉施設の設置運転主体である事業者の側において、「周辺住民がその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在しないこと」（＝具体的危険の不存在①）について、相当の根拠資料に基づき主張立証することとし、これができなけれ

ば、人格権侵害の具体的危険が事実上推定されるとしている（甲61：同決定176～177頁）。

そして、原子力規制委員会の基準適合判断が示されている場合（設置許可処分等がなされている場合）には、事業者は、具体的危険の不存在①に代えて、「基準の合理性及び基準適合判断の合理性」を主張立証すれば足りるとし、住民側は、「基準の合理性及び基準適合判断の合理性」の立証を妨げるための反証を行うことができ、事業者が必要な立証を尽くさず、又は、住民側が上記反証に成功した結果として「基準の合理性及び基準適合判断の合理性」の主張立証が尽くされない場合には、「基準の不合理性又は基準適合判断の不合理性」が事実上推定されると判示した（甲61：同決定177～178頁）。

これは、平成29年決定の異議審である広島高裁平成30年9月25日決定（判時2413・2414号71頁）（甲66：同決定の抜粋）でも基本的に維持されているし、これ以外にも、川内原発に関する福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定（判時2290号90頁）（甲60：同決定の抜粋）でも同様の枠組みが用いられている。

この枠組みに照らせば、本件債務者は、そもそも具体的危険の不存在①に代わるものとしての「基準の合理性及び基準適合判断の合理性」の主張立証を尽くしていないというべきだし、少なくとも、債権者らの「基準の不合理性」の主張立証（反証）によって、「基準の合理性及び基準適合判断の合理性」の主張立証が尽くされなかったといえるから、基準の不合理性が事実上推定され、それは具体的危険の不存在①が事実上推定されることを意味するのである。

これら複数の高裁決定に反する債務者の主張は、そもそも全く採用に値しない。

以上